

# 「不登校についての請願」への対応について

2025年8月27日

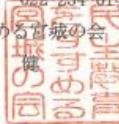
宮城県教育委員会 教育長 殿  
宮城県教育委員会 教育委員 殿

〒981-8545 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台 4F (電話 022-234-0141)

団体名 民主教育をすすめる宮城の会

代表者名 久保 健



## 不登校についての請願

貴職におかれましては、日頃より、私たち「民主教育をすすめる宮城の会」の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、不登校はこの10年で3倍と急速に増加し、35万人近くになりました。また、これまで少なかった小学校低学年でも増えています。とりわけ、ここ宮城県では不登校発生率が高く、教育の最重要課題と言つてよいかと思います。

今こそ、不登校について子どもも親も安心できる対策が求められています。

私たちは、不登校のとらえ方として大きく2つのことがあげられると考えます。1つ目は、「不登校は子どもの心が傷つき休息が必要な状態」であるということです。したがって、子どもが休養することを権利として認めるという視点が必要になります。ところが、保護者、関係者の反対を押し切って成立した教育機会確保法では、休むことは進路にとって不利になると子どもたちをおどすような文言を入れ、登校あるいは学ぶ場の確保へ向けての各種取り組みを掲げるものになってしまいました。しかし、これは子どもと親をさらに追い込むものになっているというのが現状です。このことを教育行政の側では、真摯にとらえ、あらためて子どもの権利という視点で対応にあたっていただきたいと存じます。

2つ目は、不登校が増大した原因の中に、世界的に見ても異常な競争教育があることと考えます。実際、全国学力テストが復活して以来、不登校がいちじるしく増加しています。全国学力テストによって、各教委が「学力向上」として取り組みを強化し、テスト準備のすなわち競争主義的な教育が広がりました。加えて、カリキュラムオーバーロードと言われる教育内容の増大に、学校では長時間の授業が組み立てられ、子どもだけでなく教師もへとへとになっている現状があります。さらに、全国学力テストと同時に学校スタンダードと称する管理が進み、学校が、子どもを温かく包む場から、息苦しい場になったことも付け加える必要があると考えます。

これら2つの点に根本的に取り組み改善を図ることが重要ですが、現在、不登校となっている子どもと親に対する支援策も喫緊の課題です。

貴職において迅速な取り組みを求め、子どもの権利条約、子ども基本法に基づいた学校をつくっていくよう、以下のように請願いたします。よろしくご検討お願いいたします。

## 請願事項

- 1 不登校は、子どもの心が傷つき休息が必要な状態であり、教育行政として、子どもが休むことを権利として認める視点をとってください。
- 2 過度な競争と管理をやめ、子どもを人間として大切にする学校にしてください。
  - ① カリキュラムオーバーロードとも言われる、学習の詰め込みを緩和してください。余剰時数をなくすなど、授業時数を減らしてください。また、現在、進行中の学習指導要領改正作業に対し、指導内容の削減、授業時数の削減を文科省に求めてください。
  - ② 全国学力テストへの参加をやめてください。また、文科省に対し、全国学力テストの廃止あるいは抽出調査に移行することを求めてください。
  - ③ 学校スタンダードと呼ばれる画一的な指導を廃して、子どもがのびのびと過ごせる指導に戻してください。
  - ④ 子どもの権利条約、子ども基本法、児童憲章を教員必須の研修として、子どもの権利が守られる学校にしてください。
- 3 現在、不登校状態となっている子ども、その親に対し、以下の施策を進めてください。
  - (1) 子どもの居場所、学びの場の条件を整備してください。
    - ① すべての学校・市町村に「学習」に限定されない居場所を設置してください。
    - ② 居場所スタッフの配置を進めてください。
    - ③ 市町村に対し、児童館や図書館など、子どもが過ごせる環境を整えるよう働きかけてください。
    - ④ 不登校特例校を、すべての市町村で、分校方式を含めて開設してください。
    - ⑤ 高校進学での不利をなくしてください。そのために不登校生の枠をつくり拡充してください。
  - (2) 親への支援を強化し、親の安心を増やしてください。
    - ① 不登校に関するセミナーなどの情報を、各市町村を通して発信してください。
    - ② 学校での相談体制の充実のために、スクールカウンセラーの常置、スクールソーシャルワーカーの増員をしてください。
    - ③ 学校外の公的な相談窓口を増やし、親子が信頼できる相談者とつながれるようにしてください。
    - ④ 出欠連絡の強制や宿題などの負担を減らし、親子の要望に柔軟に対応できる校内体制にしてください。
    - ⑤ フリースクール費用の軽減のために、交通費を含む支援をしてください。
    - ⑥ 不登校が介護休業の対象であることを、広く雇用主を含め周知し、活用できるようにしてください。また、看護休暇が取れることについても、同様に周知を図ってください。
    - ⑦ 親たちのつながりをつくるために、親の交流会の支援など、親同士が安心できるネットワークづくりの支援をしてください。

## 本請願を受けた教育庁の対応状況

### 1 不登校は、子どもの心が傷つき休息が必要な状態であり、教育行政として、子どもが休むことを権利として認める観点をとってください。

- 子どもの状況によっては休養が必要な場合があることなどを、研修会の場やリーフレットの配布等を通して、周知に努めてきた。
- 今後も子どもや保護者の意思を尊重しつつ、状況に応じた対応が徹底されるよう、市町村と共に取り組んでいく。

### 2 過度な競争と管理をやめ、子どもを人間として大切にする学校にしてください。

#### ① カリキュラムオーバーロードとも言われる、学習の詰め込みを緩和してください。余剰時数をなくすなど、授業時数を減らしてください。また、現在、進行中の学習指導要領改正作業に対し、指導内容の削減、授業時数の削減を文科省に求めてください。

- 極端な余剰時数については、なくすよう学校に働き掛けてきた。また、次期学習指導要領の改訂に向け、議論の動向を注視していく。

#### ② 全国学力テストへの参加をやめてください。また、文科省に対し、全国学力テストの廃止あるいは抽出調査に移行することを求めてください。

- 調査の実施の趣旨に基づき、教員の授業改善や児童生徒の学習状況の把握、学習意欲の向上のために活用していく。

### ③ 学校スタンダードと呼ばれる画一的な指導を廃して、子どもがのびのびと過ごせる指導に戻してください。

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業を推進することは、子ども一人一人の興味・関心に応じた学習にもつながっている。

### ④ 子どもの権利条約、子ども基本法、児童憲章を教員必須の研修として、子どもの権利が守られる学校にしてください。

- 生徒指導を実践する上で、子どもの権利条約を理解することは不可欠であり、今後も子ども一人一人の思いや願いを大切にしていく。

### 3 現在、不登校状態となっている子ども、その親に対し、以下の施策を進めてください。

#### (1) 子どもの居場所、学びの場の条件を整備してください。

##### ① すべての学校・市町村に「学習」に限定されない居場所を設置してください。

- 校内教育支援センターや市町村が設置するケアハウスが、子どもの居場所となるように努めている。

##### ② 居場所スタッフの配置を進めてください。

- 別室支援員の派遣や校内教育支援センター支援員の配置に努めている。

# 「不登校についての請願」への対応について

③ 市町村に対し、児童館や図書館など、子どもが過ごせる環境を整えるよう働きかけてください。

→ 児童館や図書館は、子どもの居場所として重要な機能を果たしていると認識しており、今後も関係部局等や市町村と連携していく。

④ 不登校特例校を、すべての市町村で、分校方式を含めて開設してください。

→ 現在、学びの多様化学校連絡協議会を開催し、情報共有を行っているところであり、今後も市町村と連携していく。

⑤ 高校進学での不利をなくしてください。そのために不登校生の枠をつくり拡充してください。

→ 令和8年度入試から、調査書の出欠記録の欄を廃止することになり、今後も学校に登校していない生徒が、不利にならないよう努めていく。

## (2) 親への支援を強化し、親の安心を増やしてください。

① 不登校に関するセミナーなどの情報を、各市町村を通して発信してください。

→ 教育事務所ごとに開催している、地域ネットワークセンター会議等を活用し、各保護者会の開催状況や、各種相談機関等に関する情報を提供している。

② 学校での相談体制の充実のために、スクールカウンセラーの常置、スクールソーシャルワーカーの増員をしてください。

→ 県内すべての公立小中学校にスクールカウンセラーを、全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置している。

③ 学校外の公的な相談窓口を増やし、親子が信頼できる相談者とつながれるようにしてください。

→ 総合教育センター等においても、電話や来所による相談を実施している。

④ 出欠連絡の強制や宿題などの負担を減らし、親子の要望に柔軟に対応できる校内体制にしてください。

→ 出欠の連絡について、タブレット端末等を活用した連絡体制を整備する学校が増えていると認識している。また、宿題については、適切な質と量を各学校に働き掛けていく。

⑤ フリースクール費用の軽減のために、交通費を含む支援をしてください。

→ フリースクールに通う家庭への交通費等の支援については、国への要望を継続していく。

⑥ 不登校が介護休暇の対象であることを、広く雇用主を含め周知し、活用できるようにしてください。また、看護休暇が取れることについても、同様に周知を図ってください。

→ 本制度を所管する経済商工観光部とも連携して、制度の周知に努めていく。

⑦ 親たちのつながりをつくるために、親の交流会の支援など、親同士が安心できるネットワークづくりの支援をしてください。

→ 同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、安心して話し合える場となっている情報交換会を、今後も継続していく。